

# 最高人民法院知識産権法廷の訴訟手引き

第1条 知識産権法廷が受理する事件は訴訟サービスセンターが一括して処理する。当事者が提出した訴訟資料は、可能な限り知識産権法廷が指定する電子メールアドレスに送信する等の方法で電子版を提出しなければならないが、必要なときは要件に照らして紙媒体の資料を提出することができる。

第2条 上訴人は原審法院を通じて上訴し、訴状が過度に長い場合は、要点をまとめた簡易版の訴状を提出しなければならない。上訴人が知識産権法廷に直接訴状を提出した場合は、知識産権法廷が法に基づき原審法院に処理を移管する。

第3条 当事者は、送達住所確認書に訴訟資料及び裁判文書の受領が可能な郵送先住所及び郵便番号、受領者の氏名、電話番号等の連絡方法を正確に記入しなければならない。電子送達を選択した場合は、訴訟資料及び裁判文書（電子版）を受領できる電子メールアドレス等の有効なインターネット上のアドレスを正確に記入するとともに、適時に送達住所確認書を知識産権法廷に返送しなければならない。

第4条 当事者が電子媒体で証拠資料を提出するとき、同時に他方当事者に写しを入れて送信することができる。各当事者は他方当事者が提出した証拠資料を受領後、争議がない証拠、事件の事実について確認し、かつ争議がない証拠又は事実の確認書を提出し、争議がない証拠、事件の事実を共同で列挙することができる。本案においてすでに先行類似事件の効力を生ずる裁判があることに気付いた場合は、類似事件検索報告書を制作及び提出し、かつ相応の類似事件裁判文書を合わせて提出しなければならない。

第5条 当事者が個人である場合は、身分証、パスポート、士官証又はその他の有効な身分証明書の写しを提供しなければならない。当事者が法人、非法人組織又は個人事業主である場合は、営業許可証等の有効な許可証の写し及び法定代表人又は責任者、事業主の証明書を提供しなければならない。訴訟代理人がいる場合、授權委託書を提供しなければならない。

中華人民共和国領域内に住所を持たない外国人、無国籍者、外国の企業及び組織が訴訟行為の代理を中華人民共和国の弁護士又はその他の者に委任する場合は、中華人民共和国領域外から郵送で提出し又は代理提出により提出した授權委任状は、所在国の公証機関による証明を経て、かつ当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得て、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続きを履行しなければ、その効力は生じない。

第6条 訴訟代理人が弁護士である場合は、弁護士業務執行証の写し、所属弁護士事務所が発行する出廷同意書を提供しなければならない。訴訟代理人が当事者の近親者である場合は、訴訟代理人の身分証明書の写し、訴訟代理人と当事者の関係証明書を提供しなければならない。

第7条 訴訟代理人が当事者の従業員である場合は、訴訟代理人の身分証明書の写し、労働契約書及び社会保険情報等、当事者の従業員であることを証明できる有効な資料を提供しなければならない。

第8条 訴訟代理人が法に基づき業務執行資格を取得した専利代理人である場合は、中華全国専利代理人協会の推薦証明書、訴訟代理人の身分証明書の写し、専利代理人業務執行証書の写し、所属単位の出廷同意書を提供しなければならない。

第9条 当事者又はその訴訟代理人は、事件受理通知書、送達住所確認書、応訴通知書、訴訟注意事項、開廷又は質問召喚状、他方当事者が提出した証拠資料、裁判文書、送達受領証等の証拠資料及び訴訟文書を速やかに査収しなければならない。送達受領証、送達住所確認書等、知識産権法廷に返送する必要がある訴訟文書又は資料は、速やかに記入し知識産権法廷に返送しなければならない。

第10条 知識産権法廷は当事者の訴訟権利を確実に保障する。当事者は法に基づき訴訟義務を履行し、信義に従い誠実に訴訟しなければならない。故意に虚偽の陳述、訴訟証拠の隠匿又は破壊、偽造証拠の提供等、訴訟を妨害する状況が存在する場合、発生した相応の法律結果に対し責任を負わなければならない。

出所：

2019年4月19日付け最高人民法院知識産権法廷ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-188.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。